麻生町報

発行所
麻生町42番地
麻生町役場
発行人
高野　勝
印刷所
麻生印刷所

うち中全員で読みましょう
読んだら名前を書きましょう

名前

特産地を訪ねて

梅林全景と視察団一行

米麦依存の農業経営には既に疑問があり、特に麦の作付転換については政府の施策でもあるので、本町としても何等かの光明を見出すべく議員一同和歌山に除虫菊と梅の特産地を視察した。

○除虫菊
有田市箕島地区が中心で、日本三大生産地の一つ
駅前キング除虫菊工業株式会社を訪ねて、生産より販売迄の経路を詳細研究した。
結論は当地方でのさい培は可能だが販路に難がある。

○梅
和歌山県安部地区
一目十万本の壮観は事実日本一は疑でない。
梅の特性からして当地方に適するか否かは充分研究の餘地がある。
特に青梅の販路は買いたゝかれる懸念があるので、加工することが絶対必要だが、その点が問題、要するに自家用程度の域を脱するには尚一層の研究が必要
以上二点の視察の内容について詳細は議会事務局に記録してありますので御希望の方はお問合せ下さい。

議会事務局

贈與税・再評價税の申告と納税は！

贈与税は、その年（一月一日から十二月末日までの間）に贈与を受けた財産の價額から二〇万円の基礎控除を差引いた残額に対して、最低一五％最高七〇％の累進税率により課税されます。
また同一人から一〇万円以上の財産を三年以内にわたり贈与を受けたときも同じように課税されます。この贈与税の申告と納税は、贈与のあつた年の翌年二月一日から同月末日までにすませることになつております。
また昭和二七年十二月三一日以前から所有していた土地（宅地、農地、山林原野）建物借地権等を譲渡または贈与した場合には、資産再評價法という特別な法律によつて再評價されます。この場合には、その再評價額と取得價額の差額に対しては百分の六の再評價税がかかり、再評價額と譲渡價額または贈与價額との差額は、譲渡所得として所得税が課税されます。
これらの税金の申告と納税は二月十六日から三月十五日までとなつております。

麻生税務署より

新入学の子をもつ家庭へ！

どんなしつけが必要か

○服を着たりぬいだり、そのあと始末ができる。
○便所へ一人でいつて用がたせる。
○女の子は一人で髪がとかせる。
○くつのひもが結べる。
○たのまれた簡単な買物ができる。
○顔や手足を洗つて拭くことができる。
○歯をみがくことができる。
○はなをかむことができる。
○三〇ぐらいまで物を一つ一つ数えることができる。
○自分の名前が読めて書ける
○えほんを楽しく見たり、読んだりする。
○二つのものを比べて簡単な説明ができる。
○起きて寝る、食事などある程度時間的な生活ができる
○友だちとなかよく遊べて、時にはけんかすることができる。
○ハイと返事ができたり、「おはよう」「さよなら」のあいさつができる。
○「どうして」とか「いつ」とかいろいろ質問することができる。―ききたがる。
このような点について、お子さんをよく観察し、氣長がに導いてください。

お店の見学、動植物の観察も

実際のことを見たり、さわつたりは少ないものです。できるだけ外へ一緒にでかけて見聞させたり、経験させたりしたいものです。お店の見学動物や植物の観察、山遊びなどをもつとさせたいと思います。

病気は治してあるでしようか

からだの状態はどうでしようか。虫歯、トラホーム、耳、皮膚病、回虫など一度診断をうけて、治す必要のあるものはなるべく早く治療しておきたいものです。

思いやりの感情を養う

母親や兄妹などに対する思いやりは、この時期には育ちません。それは利害が相反することが多いからです。そこで犬や猫を可愛がること、幼稚園や遊び友だちを思いやることを中心に、相手のことを考える心を育てていきましよう

自分をいつわらない心を育てる

子どものウソは、しかられることと、虚栄心からつくといわれます。ウソの習慣がつくと直りにくく、不明朗な子になります。
この二つを中心に生活を導いて、思いやりのある行為や素なおに話したときは大いにほめて、そのかわり、ウソをついたり思いやりのない気持の出たときは、いましめて下さい。
このような子どもの心の動きを知るためには、子どもと一緒に生活する時間を一日のうち一～二時間とつて、ともに遊んで様子をみてやることがもつとも大切だと思います。
そして、まず母親や家族の方々が思いやりの心を持ち、ウソをつかない明るい生活をして、子どもにみせることが一番の根本といえましよう。
生活指導の根本は、こうしたよい家庭のふん囲気や生活態度にあるといえそうです。
実際にはなかなかむずかしいことですが、お互に努力してこうした気持で子どもをつつみ、その上にきちんと身につけるべき習慣を気長がに、その場その場で導いていきたいものです。
こうした家庭の指導によつて、小学校生活への不安も解消されて、のびのびとやさしい人柄の子どもに育つていくことでしよう。

国民年金法改正

このほど国民の要望を重んじて通常国会に提出されることになりました。その主なものは次のようなものです。

1、死亡一時金支給
保険料を納付した期間が3年以上である加入者が死亡した場合、その遺族に次のような額が支給されます。

死亡一時金の額

保険料納付済期間	額
3年以上5年未満	5、000円
5年〃10年〃	7、000円
10年〃15年〃	14、000円
15年〃20年〃	21、000円
20年〃25年〃	28、000円
25年〃30年〃	36、000円
30年〃35年〃	44、000円
35年以上	52、000円

2、未支給年金を支給する
現在は、老令福祉年金を受けているもので年金支給日1月6日　5月6日　9月6日前に死亡したり支給日がきてももらわないでいてその内に死亡したときはもらうことができませんが、こんどの改正では死亡した日までの未支給期間があればその期間分の金額を遺族に支給されることになりました。

3、老令年金の繰上げ支給
老令年金は65才から支給されるものですが、65才では遅すぎるという方には希望すれば60才から減額老令年金（一定の割合で減らされた額）を支給されます。

4、準母子世帯にも母子年金を支給
現在は夫に死亡された母と子の世帯にだけ支給されていますが、改正では祖母や姉が親代りに子供を扶養していればその家庭には母子年金を支給されることになりました。

5、障害母子、遺児年金は1年以上保険料を積んだものから支給されます。
現在は3年以上のものとなつていますが、改正で1年以上のものに事故がおこつたときには支給されるようになります。

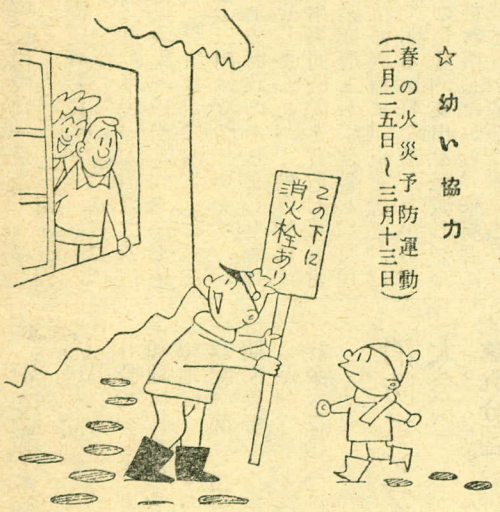

☆幼い協力
（春の火災予防運動（二月二五日～三月十三日））

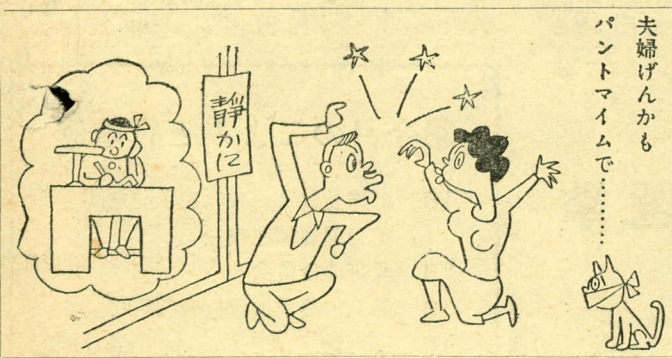

☆入試シーズン　（二月～三月）
こどもへの心づかいから
夫婦げんかも
パントマイムで……

ガン早期発見の十ケ条

（日本対ガン協会）

①原因がわからず、痛みもないのにやせてきて、顔色がわるくなり、貧血してくることはないか。（すべてのガン）
②ながらく胃腸の具合がわるくないか、食欲はおとろえないか。（胃ガン）
③おりものがふえたり、血がまじつたりしないか。不定期出血や接触出血はないか（子宮ガン）
④乳房のなかにながく消えないシコリはないか。（乳ガン）
⑤ものをのみこむとき、つかえるような気がしないか。（食道ガン）
⑥便通の調子がくるつたり血がまじつたり、しないか。（大腸ガン、直腸ガン）
⑦咳がながく続いたり、痰に血がまじつたりしないか。（肺ガン）
⑧声がかすれてながく治らないことはないか。（喉頭ガン）
⑨口の中や皮膚に、治りにくい潰瘍はないか。（舌ガン、皮膚ガン）
⑩尿の出がわるかつたり、血がまじつたりしないか。（腎臓ガン、膀胱ガン前立腺ガン）

もう一度　火の始末を

秋の火災予防に引き続いて、二月から三月にかけて春の火災予防運動が全国に行われます。この時季は冬に入つてからの火の取り扱いに馴れすぎていること、空気が非常に乾燥し寒い北風が吹くこと、などでちよつとした油断で大火を引きおこすことになります私たちの部落から、町から、ことしこそ火事を出さないようお互いに注意していきましよう。

トラツクで25万台の米を喰う　ねずみ

家鼠は人口の約3倍、野鼠を加えて人口の10数倍になるだろうといわれている。
日本中の鼠が1年間に食べる米は651万石、トラツクで25万台。これは日本で輸入する米の量に匹適するそうです。また畑を荒し、水田ではワイル病をまきちらし、山林を害しますその上、地下に穴居、縦横無尽にトンネルを堀り堤塘などはこのトンネルに浸水、やがては決かいという大事をおこす。
まさに油断大敵です。（1月号の退治方法をご覧ください）